

## 第407回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時 令和7年6月4日（水）午後2時から
- 2 場所 ホテルセントパレス倉吉2F ウィンザー・サウス
- 3 出席者 委員 : 灘本会長、湯口委員、中村委員、山根委員、網師野委員、井本委員  
近廻委員、永田委員（佐々木委員、田中委員欠席）  
鳥取県：水産振興局 氏局長  
境港水産事務所 高橋水産技師  
漁業調整課 太田課長補佐  
事務局：臼田事務局長（県漁業調整課長併任）  
清家次長（県漁業調整課課長補佐併任）  
田中書記（県漁業調整課係長併任）  
有田書記（県漁業調整課主事併任）

4 傍聴者 0名

### 5 議事

- (1) 鳥取県資源管理方針の一部変更について（諮問）
- (2) 特定水産資源まさば及びごまさば対馬暖流系群の令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）
- (3) 特定水産資源ぶりの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）
- (4) 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について（諮問）
- (5) 全国海区漁業調整委員会連合会総会の報告について（報告）

### 6 その他

#### <議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、中村委員及び山根委員を指名した。

#### 議 事 1 鳥取県資源管理方針の一部変更について（諮問）

##### 〔原案に同意する旨決議された。〕

〔灘本会長〕では、議事に移ります。議題（1）の鳥取県資源管理方針の一部変更について諮問ということですので、説明をお願いします。

〔氏水産振興局長〕はい。失礼します。そうしますと、鳥取県資源管理方針の一部変更について諮問させていただきます。それでは、読み上げさせていただきます。

このことにつきまして、漁業法第14条第9項の規定によりまして、別紙のとおり、鳥取県資源管理方針を一部変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に

基づき諮問いたします。

説明のほうは、事務局のほうからお願いいたします。

〔田中書記〕はい。それでは、事務局の田中のほうから、座って説明をさせていただきます。お手元にあります資料1－1というふうに、右肩にある資料のですね、めくっていただきまして40ページ、41ページを開いていただけますでしょうか。はい。右肩に資料1－2と書いてあるものですね、今回の鳥取県資源管理方針の一部変更についての概要について、こちらの資料を用いて説明をさせていただきます。

まず、背景といたしまして、令和2年12月に改正漁業法が施行されまして、資源管理はTAC管理ですね、科学的な根拠に基づいて、漁獲してもよい量の上限、これが示されまして、それを守りながら操業するということが基本となりました。新聞とか報道などで、よく言われるようなクロマグロなどが、よく知られているかと思います。国によって、対象種の拡大が進められておりまして、現在は、お手元の資料に示す13種類の対象種となっております。資源管理に取り組む魚種については、国の資源管理基本方針及び県の資源管理方針において、特定水産資源として記載する必要があります。

次の2番のほうを御覧ください。今回の諮問では、鳥取県資源管理方針の一部変更について諮るものでして、この四角囲みの中に示しておりますが、2点の変更点がございます。1点目ですが、今年度から、国によって、ブリの資源管理が開始をされましたので、鳥取県も資源管理に取り組むために、県資源管理方針に、特定水産資源として、ブリを追加することについて、今回こちらで諮るものです。なお、ここでいうブリとは、ハマチ、マルゴなども、ブリはサイズによって名前が変わっていくかと思いますが、ハマチ、マルゴ、ブリ、全てを含んだものを、ここでブリとして扱うものです。

2点目としましては、マサバ及びゴマサバですね、従来は、マサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群とされておりましたが、こちらの名称が変わりましたので、県資源管理方針へ、軽微な変更にはなりますが、変更することについてです。

変更内容につきまして、3番の県方針の変更内容というところに示されていますが、非常にちょっと細かい内容になりますので、こちらを、改めて、県方針のほうを、お目通しをお願いいたします。

なお、ブリの配分量については、この後の議題（3）でも説明をさせていただきますが、ステップアップ管理という方式の管理が行われていくことになっております。これが、次ページ、41ページの上段のほうに書いておりますけれども、TAC管理が始まるんですが、いきなり、その漁獲制限がかけられるようなことはなくてですね、3段階のステップを経て、漁獲、資源管理が行われることになります。まず、ステップ1として、日本全体でのブリのTACが示されます。この段階では、漁獲の上限は示されません。ですので、漁業者の皆さんの操業には、制限はかかることはありません。その後のステップ2において、都道府県へのTAC数量配分の試行ということで、目安の量が提示されるということになっております。それを経て、ステップ3ということで、本格的なTACが、それぞれの漁業に対して割当てがされまして、指導ですとか、採捕停止命令を伴うような管理が行われていくということに

なります。

4 番の今後の想定スケジュールについてです。本日ですね、方針策定の海区委員会の諮問と、もし、問題がないようでしたら、答申をいただければと思います。それを経まして、6 月上旬に、県方針の申請のですね、県内、県の中での手続を進めていきたいと思います。そして、6 月中旬、こちらには中旬と書いていますが、6 月中旬から下旬にかけて、国への承認の申請を行いたいと思います。承認を得るまでに、大体おおむね申請後 1 週間程度必要、必要とされております。そして、6 月下旬に、県方針変更後の県方針の公表ということで、漁業調整課のホームページですとか、あとは、県の公報での告示を行うような、こういったスケジュールで進めていきたいと思っております。

以下、根拠法令が書かれておりますので、また改めて、お目通しのほういただければと思います。以上で説明を終わります。

〔灘本会長〕ありがとうございます。今の件につきまして、質問がある人はおられませんか。ないようでしたら、今、近年、うちらも獲っているんですけど、そのブリ類を、結構、前より量が下がってきてるんですね。これから T A C をかけるのに、今を基準にされると、もし、ぽかっと獲れたときに、獲ったらいけないというのが起きてくれば、結構な支障になると思うんですが、その点はどうか。

〔田中書記〕はい。この T A C の配分量を決める際には、過去の漁獲量の平均値、悪い年、単年だけではなくて、過去 5 年とか、1 0 年とかですね、ちょっとその長さは水産庁のほうで決めていくとは思いますが、過去の平均値を使って出されるということで、極端に悪い年の値だけ使われるということはないかと思えます。

〔灘本会長〕分かりました。なるべく支障がないようにしてもらわないといけないと思うんで。他に質問はありませんか。ないようでしたら原案に同意するという事で答申してよろしいでしょうか。

〔各委員〕はい、いいです。

〔田中書記〕ありがとうございます。

〔灘本会長〕ありがとうございます。

## **議 事 2 特定水産資源まさば及びごまさば対馬暖流系群の令和 7 管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）**

### **〔原案に同意する旨決議された。〕**

〔灘本会長〕はい。では、（2）番をお願いします。

〔氏水産振興局長〕はい。そうしますと、諮問の 2 つ目になります。特定水産資源マサバ及びゴマサバ対馬暖流系群の令和 7 管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について諮問いたします。

このことについて、漁業法第 1 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり知事管理漁獲可能

量を定めたいので、同条第2項の規定により諮問いたします。

説明のほうは。

〔田中書記〕 はい。では、続けて説明をさせていただきます。お手元の資料2のほうを御覧ください。1枚めくっていただきまして、右肩に資料2-2と書いてある資料のほうを御覧ください。はい。こちら、概要資料のほうを用いて説明をさせていただきます。

日本で漁獲されるマサバ及びゴマサバには、太平洋系群と対馬暖流系群がございます。鳥取県で漁獲・水揚げされるものは、対馬暖流系群に属するものでございます。国の研究機関による資源評価では、太平洋系群は資源が減少しております。新聞やニュースなどで御覧になられた方も多いかと思いますが、減少していますが、一方、対馬暖流系群は安定しており、堅調な状態を維持されている状態になります。系群ごとに、漁獲可能量、TACが定められておりまして、令和6管理年度のこの対馬暖流系群のTACは23万6,700トンで、今度の令和7管理年度は、前年度と同水準の20万8,700トンという値が示されております。20万8,700トンのこのTACは、この総量で20万8,700トンあるんですが、国の留保分、国の留保分と大臣許可区分ですね、大中型まき網が該当しますが、大臣許可区分と、あとは、沿岸漁業等の知事管理区分、こういったものに配分がされます。

今回の諮問は、知事管理区分のうち、鳥取県への配分量が水産庁から示されたため、それを諮るものでございます。鳥取県に示されている配分量は、現行水準というふうな示され方がしております。これはどういうことかという、TACは漁獲量の全体の80%を占める府県には、具体的な数量が示されますけれども、鳥取県の漁獲量は年間50トン程度と、全体に占める割合として0.01%ということで、非常に僅かな割合を占めております。ですので、具体的な数量は示されることはありません。なので、沿岸で操業された際に、たとえ大漁になったとしても、鳥取県の沿岸漁業者の操業が停止されるようなことはありません。ですので、今までどおりの操業ができるということになっております。以上で説明を終わります。

〔灘本会長〕 ありがとうございます。何か質問はありますか。

ないようですので、これも原案に同意するという事で答申してもいいですかね。

〔各委員〕 はい。

〔田中書記〕 ありがとうございます。

〔灘本会長〕 ありがとうございます。

### **議 事 3 特定水産資源ぶりの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）**

#### **〔原案に同意する旨決議された。〕**

〔灘本会長〕 では、続いて、第3号議案、特定水産資源ブりの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量についてお願いします。

〔氏水産振興局長〕 はい。そうしますと、続けてさせていただきます。特定水産資源ブりの令和7管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について諮問いたします。

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定により諮問をいたします。

説明のほうは、事務局よりお願いいたします。

〔田中書記〕 はい。では、お手元の資料3をめくっていただきまして、資料3-2を御覧ください。特定水産資源ブリの知事管理区分に配分する漁獲可能量についてということで、これも先ほど説明させていただきました、マサバ・ゴマサバと同じような形で、ブリの資源管理が今年度から開始されまして、国のほうから、ブリの、鳥取県の知事管理区分の配分量が示されております。これ、10万1,000トン以内数という形で示されております。一番最初の議題（1）のところで説明をさせていただいたステップ管理というものが、このブリには導入されておりまして、現段階ではステップ1、具体的な配分量は示されないという状態になっています。ですので、具体的な配分量は示されず、漁獲量の報告の義務が生じるという段階、これがステップ1ですが、現段階では、この段階にあります。ですので、日本全体のぶり漁で10万1,000トンというTACが設定されまして、その中で、今までどおりの漁獲はできるという状態が、今のステップ1のこの状態になっております。ですので、今、国のほうから示されております、この10万1,000トン以内数でよいかというところを、こちらで諮問をさせていただきたいと思っております。

ちなみに、参考として、この概要資料の2番目に、本県の過去の、ブリですね、ハマチ、マルゴの漁獲量なんですけど、こういったものを示させていただいております。おおむね500トン～800トンぐらいの間で推移をしまして、管理を行う際の参考となる数量というのが、水産庁の事務連絡で示されておりますが、626トン参考として管理をするというような、参考値というものが示されております。

3番の今後の想定スケジュールですけれども、これも（1）番、議題（1）と同じようなスケジュールになりますが、本日、こちらで諮問しまして、もし、問題がないようでしたら、答申をいただければと思います。6月上旬に、漁獲可能量の設定についての申請を行いまして、6月中旬から下旬にかけて、国の承認を受け、6月下旬辺りをめどに、漁獲可能量の公表を、漁業調整課のホームページですとか、あとは、県公報で告示をしていきたいと思っております。以上で説明を終わります。

〔灘本会長〕 はい。ありがとうございます。何か質問がある方はおられませんか。

ないようでしたら、原案に同意するということで答申してもいいですかね。

〔各委員〕 はい。

〔灘本会長〕 では、同意ということで。

#### **議 事 4 新規の許可に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について（諮問）**

**〔原案に同意する旨決議された。〕**

〔灘本会長〕では、次に、（４）新規の許可に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について諮問ということです。

〔氏水産振興局長〕はい。そうしますと、資料４－１になります。新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について諮問いたします。

鳥取県漁業調整規則第１２条第１項の規定により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のとおり定めることについて、同条第３項の規定に基づき諮問いたします。

また、同規則第１６条第２項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のとおり短縮して定めることについて、併せて諮問いたします。

それでは、事務局からお願いします。

〔有田書記〕はい。事務局の有田より、座って説明をさせていただきます。資料４－２に沿って説明をさせていただきます。

まず、概要としまして、知事は、漁業の許可または起業の認可をする際には、許可または起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、または漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならず、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めるようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければなりません。また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため、必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができます。このたびの公示は、中海及び境水道において、島根県知事から、中海及び境水道を操業区域に含む許可を受けた者に対し、中海及び境水道における漁業に関する協定書に基づき、相手県知事の許可を受けた者に対し、相互許可をするものです。

続いて、公示内容の概要について説明します。まず、許可等をすべき漁業種類ですが、固定式刺網漁業の一重網漁業と三重網漁業を１件公示する予定です。これは、島根県知事から、同種漁業許可を受けた者を対象とします。

続いて、申請期間です。申請期間は、島根県と調整が整った日から７日間とする予定です。これは、中海及び境水道における漁業の２枚許可の取扱いに係る島根県との申合せによるものです。

続いて、有効期間です。有効期間は、許可日から島根県の同種漁業許可の有効期間満了日までとする予定です。

続いては、根拠法令になりますので、よければ、また御覧ください。

資料の４－１の２ページ目に、今回公示する予定の公示案を載せておりますので、ここも、後ほど御覧いただければと思います。以上で説明を終わります。

〔灘本会長〕ありがとうございます。これに対して、何か意見のある人はおられますか。

〔各委員〕ありません。

〔灘本会長〕分かりました。では、原案に同意するということで答申してもよろしいでしょうか。

〔各委員〕はい。

〔灘本会長〕では、同意するということで。いいですか。

〔有田書記〕ありがとうございます。

## **議 事 5 全国海区漁業調整委員会連合会総会の報告について（報告）**

### **〔原案に同意する旨決議された。〕**

〔灘本会長〕では、5号議案、全国海区漁業調整委員会連合会総会の報告についてお願いします。

〔有田書記〕はい。引き続き、有田のほうから、令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第61回）の報告を、資料5－1に沿ってさせていただきます。

この総会ですが、令和7年の5月12日月曜日、15時から17時にかけて、山口市の山口グランドホテルで行われまして、鳥取県からは、事務局の有田のみ参加させていただきました。

内容としまして、まず、福島海区の今野会長、水産庁沿岸遊漁室の中村室長、山口県農林水産部の中村理事より、それぞれ挨拶がありまして、その後、衆議院農林水産委員会、緑川委員長、参議院農林水産委員会、舞立委員長、全国漁業協同組合連合会、坂本会長、全国内水面漁場管理委員会連合会、林会長より祝電があり、山口県瀬戸内海海区、森友会長が、議長に選出されました。

続いて、議事の内容について報告します。令和6年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について、事務局の福島海区から説明がありました。こちらは、意見なしで、原案のとおり承認されました。

議題2の令和7年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について、こちらも、事務局の福島海区から説明があり、意見なしで、原案のとおり承認されました。

議題3の令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会要望について協議がありまして、こちらは、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図るため、各海区より提案のあった事項について、関係省庁、農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁及び関係国会議員、衆議院・参議院農林水産委員会委員長へ要望するものです。こちらの各事項について、事務局の福島海区から説明がありました。新規に追記した小項目は2点です。

続いて、2ページ目に移っていただきまして、こちらの要望項目の全項目は、資料5－3につけております。新規の要望課題としましては、大項目Ⅰの海区漁業調整委員会制度についての海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について、事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し、各事務局に配付することと、大項目Ⅲの太平洋クロマグロの資源管理についての、いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発、クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること、この2点の新規要望課題が新しく追加されました。

これらの全要望課題を、全国海区漁業調整委員会連合会の役員が、夏頃に、農林水産省などの、国や関係国会議員へ要望を行う予定です。

続きまして、次期開催地について説明がありまして、次期開催地は東京都となっており、3年ごとに地方開催としており、ほか2年間は東京都で開催されます。

続いて、役員選出についてです。今後の役員の選出については、資料5－4に記載している名簿のとおりとなっております。こちら、後ほど御覧いただければと思います。

続いて、表彰です。今年度は、一般表彰9名及び事務局職員ほう賞1名の計10名が受賞されました。

参考資料としましては、資料5－2に、鳥取海区が要望している事項を載せておりまして、資料5－3に、先ほど説明しました全国海区の全要望項目を載せております。

資料5－4にも、先ほど御説明しましたように、全国海区の次期役員の一覧を載せております。

総会の報告は以上ですが、補足情報としまして、今回、委員なしで事務局職員の私のみの参加をしましたが、ほかにも、奈良県、同じように、事務局職員のみで参加されておりましたので、今後も、委員さんの都合がつかない場合は、事務局職員のみでの参加も考えていければと思います。以上で説明を終わります。

〔灘本会長〕ありがとうございます。何か聞いてみたいことがある人はおられませんか。

ないようですので、これで一応、今日の議事は終わりで。

## 5 その他

〔灘本会長〕その他、何か聞きたいこととかあれば。今年は、うちの定置に、結構100キロとか、150キロクラスのマグロが頻繁に入ったりするんですけど、この前は、一気に7本とか入ったり、何か今日も聞いたら、もう島根は、もう枠がなくて、定置から、みんな出してるっていう。鳥取県の場合は、まだでいいですかね。

〔清家次長〕はい。では、クロマグロの担当をしております清家のほうから説明をします。5月31日現在の集計値が、本日上がってきています。特に定置の分で、特に大型のクロマグロが揚がっていると、これは、やっぱりその資源回復っていうのが現れてる傾向でもあるのかなというようなところはあります。全体といたしましては、今年度から漁獲枠が増えております。全体といたしましては、19トンほど大型の漁獲枠がある中で、現在のところ1,700キロ、1.7トンということで、少しは漁獲はされてるんですけども、まだちょっと余裕はあるとかなという状況があります。ただ、やっぱりその定置が増えまして、制限とかやっても突然入ったりするところがありますし、例年、やっぱりこの時期、6月～7月っていうのは、非常に多くの、特に定置で水揚げされるという傾向があります。なので、注意深く見守っていききたいなというように思いますし、漁獲量が増えるようだったら、しかるべき措置を、また講じていきたいなというように考えております。以上です。

〔灘本会長〕なるほど、ありがとうございました。割と、こまいのもおるみたいな気がして。

〔清家次長〕はい。

〔灘本会長〕もう1キロ、2キロサイズのですかね、もうこんなのも、どうもおるみたいで。

〔中村委員〕ヨコワっちゅうだかな。

〔灘本会長〕ヨコワですね。またあれが入るかもしれませんし。

〔清家次長〕特にヨコワなんですけれども、やはりその定置で、揚がる時は1トン単位で揚がったりすることもありますので、急に漁獲が増えると、積み上がるということもありますので、これまででは、特に小型魚のほうは、そういった傾向もありましたので、小型魚についてもですね、注意深くちょっと監視というかですね、見ていきたいというふうに考えております。

〔灘本会長〕あれ、みんなイカを食べてしまうからなあ。

〔中村委員〕今ようない、よう食べよう。

〔灘本会長〕去年は結構、こんなサイズのシロイカが入ったのに、定置に。今年は全然、こまいイカが入ってないけえ。

〔中村委員〕みんな食べとる。

〔灘本会長〕みんな。

〔山根委員〕多分、この御来屋の定置に入ったその日に、塩津あたりでイカ釣りしていた。それぐらいのやつは、電気つけたら、もう泳いでいきました。

〔灘本会長〕マグロ。

〔山根委員〕なので、多分、定置で、こう口を広げてるところに何本か入ったところもあるもので、もっていて、たくさんいるんだろうと思いました。

〔灘本会長〕うん、だろうな、7本入るということは、そんなもんだなかったと思うんですよ。だけえ、現場で網揚げてる人が、沖のほうで、マルゴの網の中でぼんぼん飛んどったって、その100キロクラスのマグロが飛んどったって、かなりの量だったでないか。だけえ、あれが増えると、イカがね。

〔山根委員〕うん。その日、全く釣れなかったですね。

〔灘本会長〕ねえ。

〔山根委員〕うん。

〔中村委員〕イカが増えた間になあ。イカ、大してもうけない。

〔灘本会長〕結構何か、こんなシマメが、結構今年はおるなあと思っとったんですけど。

〔中村委員〕何か、今シロイカが多いけど、何か。

〔灘本会長〕あれ、みんな、ごちそうさんっていつて食っちゃうんです。

〔中村委員〕今年、多い、今年シマメも。

〔灘本会長〕痛しかゆしですね。せっかくおるのに、獲ったらいけんっていうのも。

〔氏水産振興局長〕一応、さっきも、清家さんのほうからありましたけれども、実は、その大型だけではなくて、小型のほうも枠が増えてますんで、多少は、その去年レベルを超えていっても、十分にあるぐらいの枠は、一応あるので、大体、その定置にたくさん入ると、もうそれで枠がいっぱいになってしまうので、もうその前に、よその県からも譲り受けたりとか、そういうようなことで、いつもやらせてもらってますので、また多分、積み上がってきて、その頃になってくると、よその県からちょっと融通してもらったりとかっていうようなところで、毎年何回か、そういう、国のほうからの融通してほしい県みたいな感じで来ますので、

恐らく、そういった格好で対応していくのかなあっていうふうには思ってますけど。

〔灘本会長〕 たしかね、去年は30キロかとか40キロぐらいだったと思う。今年のは、みんなもう100キロオーバーの。

〔氏水産振興局長〕 そうですよ。

〔灘本会長〕 でかいのばっかりみたいなんで。

〔氏水産振興局長〕 境の水揚げもそうですよね、平均で130キロとか。

〔灘本会長〕 ああ、やっぱりどこも、やっぱりそのサイズなんですね。

〔近廻委員〕 売るときに、あんまり人気がないらしいですね、その大きさだと。

〔 〕 分かります。

〔近廻委員〕 大き過ぎても、困るみたいで。

〔灘本会長〕 いやあ、もう。

〔氏水産振興局長〕 結構、冷やし込みとかも大変なんで、その。

〔近廻委員〕 はい。ちょっと冷やし込み、あれ、ちょっとうちの船じゃないですよ。よその会社の船ですけど。

〔灘本会長〕 いやあ、もう長さもあるんでね、丸さがもう。

〔氏水産振興局長〕 でかいんですか。

〔灘本会長〕 いや、もうすっとしてないけん。

〔氏水産振興局長〕 はい。

〔灘本会長〕 もう横綱みたいな格好で、こんな丸さしとる。もうずんぐりむっくりしよる。

〔氏水産振興局長〕 結構大変だと思いますけどね。

〔灘本会長〕 うん。

〔氏水産振興局長〕 はい。

〔灘本会長〕 だけえ、身焼け、身が焼けて、だから安いけどね。

〔氏水産振興局長〕 ええ、そうですね。

〔灘本会長〕 幾らか揚がるのに。

〔近廻委員〕 あと、漁獲エリアは、結構沿岸に近くて、ある程度距離があると、運搬船の中で、氷で冷やし込みしてから売りに行っているんですけど、近いものについては、冷やし切れずに売りに出ちゃうっていうのは。

〔灘本会長〕 ああ、そうか。

〔近廻委員〕 はい、あるんですけども。

〔灘本会長〕 漁場が近いと。

〔近廻委員〕 はい。

〔氏水産振興局長〕 そうですよ。ちょっと沖で置いとくわけにもならんし。

〔近廻委員〕 そうですね。

〔氏水産振興局長〕 一応帰ってくると、やっぱり水揚げってなるんですよ。

〔近廻委員〕 はい。やっぱり運搬船、止めなきゃいけないなくなっちゃうんで、一度、冷やし込もうと思ったら。

〔灘本会長〕今朝、私が見たものはキロ1，000円ちょっとぐらい。定置網に入った110キロぐらいのものだった。

〔氏水産振興局長〕やっぱり定置の単価とかも、まき網の単価と同じぐらいになるんですかね。

〔灘本会長〕やっぱりね、うちのところは、もう、その割裁ゆうか、沖で慣れた人がおらんけん、そのままマグロを港まで持って戻って、港であれするけえ、やっぱりねえ、なかなか、それ専門の人がおらんけん。現に、もう港で量ることもできんので。

〔氏水産振興局長〕はい、はい。

〔灘本会長〕タンクに入れて、境に行って、幾らでしたって量ってもらわないけん。

〔氏水産振興局長〕結局、境のほうに出されてるんですか。

〔灘本会長〕ええ、境です。

〔氏水産振興局長〕ああ。

〔灘本会長〕そんなに、いつも獲れるものじゃないけどね。

〔氏水産振興局長〕そうですね。まあ獲れだすと、いろいろ問題が出てきてね。

〔灘本会長〕ですね。

〔氏水産振興局長〕イカはおらんようになってみたりとか。

〔灘本会長〕イカの人、何にも、何しようらあないけども。

〔氏水産振興局長〕そうですね。まあ、そんな感じで対応させていただきます。

〔灘本会長〕分かりました。ほかに何かあれば、聞いてみたいこととか。

〔田中書記〕すみません。事務局からです。次回の海区の開催の時期についてですね、9月の下旬頃～10月頃の開催を予定しておりますので、また開催が近づきましたら、皆様のほうに、日程調整の御連絡をさせていただきたいと思いますので、また改めて、よろしくお願いいたします。以上です。

〔灘本会長〕はい。では、これで終わらせてもらいたいと思います。今日は御苦労さんでした。

〔臼田事務局長〕それでは、本日の委員会は、これで終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

令和7年6月4日

議長会長

署名委員

署名委員